◇所得金額調整控除◇

**NEW**

【対象者】

**〇特別障がい者である**

**〇23歳未満の扶養親族がいる**

**〇同一生計配偶者または扶養親族に**

**特別障がい者がいる**

いずれかに該当で対象者となる！

【控除額】

（給与等の収入金額　‐　850万円）×10％

　　　　　　↑

　　　　上限1000万円

　　　　　つまり、最大15万円の控除

◇給与所得控除と基礎控除の見直し◇

給与所得控除の引き下げと上限見直し

〇給与所得控除　→　10万円引き下げ

〇控除額の上限の見直し

給与収入上限　1,000万円　→　850万円

控除額上限 　　220万円　　　→　195万円

基礎控除の引き上げと所得制限

〇基礎控除　　38万円　　→　　48万円

〇所得制限が設けられる

**NEW**

２，４００万円超～控除額縮小

２，５００万円超は控除適用外

☆まとめ☆

給与所得者の控除は下がり、個人事業主など給与所得でない人の控除が上がる。

ということで、給与所得者は税負担が増え、個人事業主など給与所得でない方は、税負担が軽減される事になる。

ただし、給与所得でなくても合計所得が２，４００万円を超える高所得者にとっては事実上の増税と言えるのではないでしょうか。